

1 登録政治資金監査人の登録及び研修状況（たたき台）

<これまでの取組>

(1) 登録政治資金監査人の登録

- 政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている。(法第19条の18第1項)
- 当委員会では、平成22年1月から本格化する国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を開始した。
- 登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、地域的な偏在が生じないよう関係各士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行っている。
- その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、【仮】平成22年12月末現在で3,834人となっており、全都道府県域にわたり登録がなされている。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

- 政治資金規正法により、政治資金監査は、当委員会が行う政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）を修了した登録政治資金監査人が行うこととされている。(法第19条の13第1項)
- 研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いて行うこととしている。
- 研修は、平成20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式により開始し、以降平成23年3月までの間に全国各地で延べ54回実施している。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性

も考慮し、個別の研修受講者ごとに任意の日時において研修を実施することができるよう、研修用映像教材を用いた個別研修方式を新たに導入し、集合研修方式と併せて精力的に取り組んできたところである。

- その結果、【仮】平成22年12月末現在では、登録政治資金監査人登録者3,834人のうち、96.9%の3,717人が研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている一方、未修了者はわずか100人余という状況になっている。

(3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の開催

- 本格的な政治資金監査が実施された直後の平成22年度からは、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催している。
- 平成22年度においては、政治資金監査の実務等を踏まえて平成22年9月に改定した政治資金監査に関する具体的指針（政治資金監査マニュアル）の解説や日常的に問い合わせの多い質疑等の説明のほか、関係士業団体の協力により、当該士業団体からの政治資金監査を適確かつ効率的に実施していくための留意点やアドバイス等を主な内容として実施することとした。登録政治資金監査人から予想以上の反響があり、説明会の開催は全国各地において延べ10回におよび、合計966人もの参加をみたところである。

<今後の方向性>

(1) 登録政治資金監査人の安定的な確保等

- 平成21年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,445団体（総務大臣届出分927団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,518団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数がややこれを上回っている状況にある。また、平成22年4月に当委員会が実施した登録政治資金監査人に対するアンケート結果によると、回答のあった登録政治資金監査人1人あたりの政治資金監査実施団体数はおよそ3団体とされることから、そうした視点で見れば、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると思われる。

- しかしながら、例えば【仮】平成22年12月末現在で登録政治資金監査人の都道府県別の登録状況を見ると、全都道府県域において登録はされているものの、地域の偏在が見られ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の一層の利便性の向上が求められる状況にある。
- さらに、平成19年の政治資金規正法の一部を改正する法律附則第18条においても、「新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と、政治資金監査の対象となる政治団体の範囲の拡大等の検討について言及されているところでもある。
- これらの状況を鑑みれば、登録政治資金監査人の新規登録は、平成22年1月の政治資金監査の本格的実施時期の頃を境に一定の落ち着きを見せているところではあるが、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び研修の着実な実施に努めていくことが適当である。

(2) フォローアップ説明会による政治資金監査の適正性の確保の促進

- 登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、当初想定し得なかった問題点等も明らかになってきているところである。当委員会では、こうした問題点等に対応するための見解の表明やQ&Aの公開、さらには政治資金監査マニュアルの改定等を逐次行っているが、これらの見解等について遺漏がないよう登録政治資金監査人に対して周知徹底し、政治資金監査の適正性を確保していく必要がある。
- 一方、登録政治資金監査人にとって、政治資金監査を主たる業務としては行っていない場合がほとんどと考えられ、当初の一度きりの研修だけでは、修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに研修で修得した政治資金監査に係るノウハウが劣化しかねないことから、政治資金監査の適正性を持続的に確保していくためには、定期的なフォローアップが必要と考えられる。登録政治資金監査人からも「定期的に研修を実施してほしい」、「政治資金規正法や公職選挙法のより詳しい研修を実施してほしい」といった意見が寄せられているところであり、平成22年度に実施したフォローアップ説明会にも予想以上の登録政治資金監査人の参加をみたところである。

- また、実際に作成・提出された政治資金監査報告書において、政治資金監査マニュアルの趣旨が徹底されていないような記述がされているものが散見されるため、こうした事例を参考としながら、登録政治資金監査人の理解を深めて、より精度の高い適正な政治資金監査報告書の作成につなげていく必要がある。
- これらのことから、当委員会としては、政治資金監査の適正性をより確かなものとしていくため、平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を今後とも継続的に実施していくことが適当であると考えている。
- このフォローアップ説明会の実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、説明会の内容については、政治資金監査の実施状況を把握しつつ、そのより適正な実施に資するよう、上記視点を踏まえつつ、常に工夫を凝らし改善を図るべきである。また、その開催時期・回数・場所についても、できるだけ多くの登録政治資金監査人の参加の機会を得られるよう配慮すべきである。

【参考】登録政治資金監査人の登録状況及び研修等の実施状況

(1) 登録政治資金監査人の登録状況

	登録申請数	登録者数	弁護士	公認会計士	税理士
平成20年度	2,551人	2,504人	184人	501人	1,819人
平成21年度	1,005人	1,041人	40人	134人	867人
平成22年度	298人	303人	16人	39人	248人
総計	3,854人	3,848人	240人	674人	2,934人
(再掲)登録抹消者を除く		3,834人	239人	669人	2,926人

【仮】※平成22年度は、平成22年12月末日までの数値。

※登録申請を取り下げたものについては、登録申請数から除いている。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施状況

	集合 研修	個別 研修	研修 修了者数	弁護士	公認会計士	税理士
	平成20年度	8回	—	816人	33人	117人
平成21年度	39回	—	2,616人	184人	492人	1,940人
平成22年度	7回	154回	293人	14人	36人	243人
総計	54回	154回	3,725人	231人	645人	2,849人
(再掲)登録抹消者を除く			3,717人	231人	642人	2,844人

【仮】※平成22年度は、平成22年12月末日までの数値。

(3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の開催状況

	開催回数	参加者数	弁護士	公認会計士	税理士
平成22年9月	1回	183人	4人	28人	151人
〃 10月	3回	291人	6人	28人	257人
〃 11月	3回	335人	18人	41人	276人
〃 12月	3回	157人	10人	28人	119人
合計	10回	966人	38人	125人	803人